

# あす 未来へ

発行/龍ヶ崎市 編集/総合政策部企画課  
〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地  
TEL 0297-64-1111(代表) 内線363 FAX 0297-60-1583  
URL <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>  
E-mail [kikaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp](mailto:kikaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp)



牛久沼・道の駅整備候補地

# 龍ヶ崎市政策情報誌

**道の駅整備に向けた取り組み**

P 2~P 3

**『龍ヶ崎市空家等対策計画』の策定を進めています**

P 4

**新たな公共交通計画『龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画』の策定を進めています**

P 5

**龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画を策定しました**

P 6~P 11

**「子育て世代包括支援センター」をご利用ください!**

P 12



2016.5  
第19号

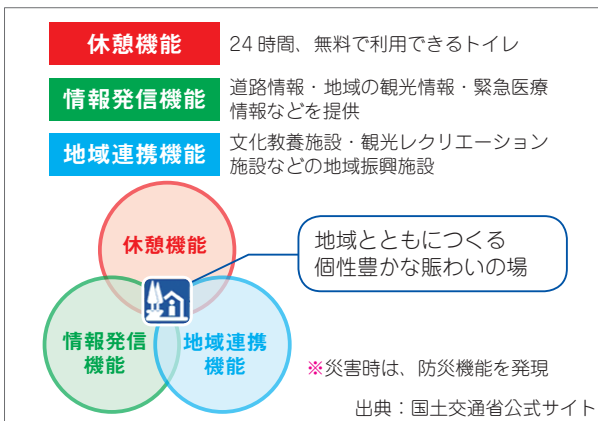
道の駅整備に向けた取り組み

# 牛久沼の景観を有効活用し 平成31年茨城国体前の開業を目指します！

～心に爽やかな風が吹き渡る龍ヶ崎での安らぎと賑わいの場づくり～



■問い合わせ：道の駅プロジェクト課 ☎内線 136

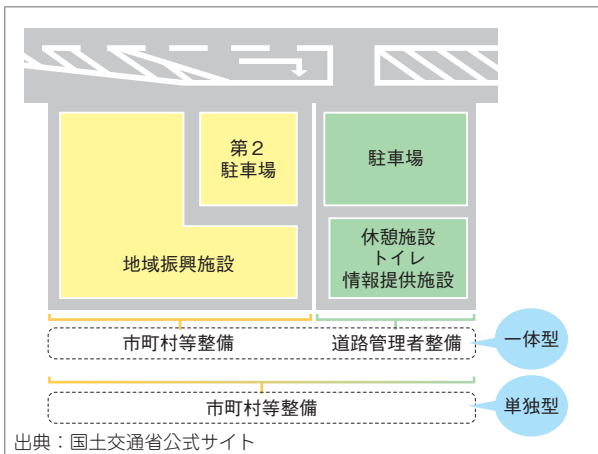


▲道の駅の必要な機能

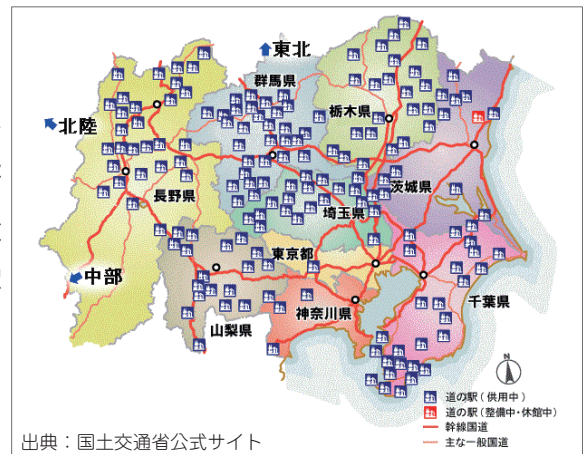
「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様な質の高いサービスを提供する施設です。また、地域振興施設としても注目を集めています。そのため、道の駅を所管する国土交通省では、道の駅に必要な3つの機能を整備することを掲げています。

整備方法は、道路管理者と市町村などで整備する「一体型」と市町村などで全て整備を行う「単独型」の2種類があります。平成27年11月現在で全国1079カ所ある道の駅のうち、約半数の606の道の駅が一体型で整備されています。

## 道の駅とは



## 関東地方の道の駅の整備方法



多くの地域資源を複合的に有効活用し、「まちの活性化と知名度アップ」を実現することを目的に、多くの市民の皆さんに喜んでいただける施設にしていきたいと考えています。

多く地域資源を活かした賑わいの場



当市には、豊かな自然や国選択・県指定無形民俗文化財「撞舞（つくまい）」をはじめとし、龍ヶ崎コロッケ、龍ヶ崎トマト、牛久沼といった数多くの地域資源が存在します。

しかしながら、情報発信や地域資源の活用が十分になされていないため、認知度が低い状況にあります。それらの地域資源を活用した認知度の向上・交流人口の増加が課題であり、地域資源を十分に活用した賑わいの場の創出が必要です。

そこで、茨城県南部に位置する当市の立地を活かし、東京方面から最初の・東京方面への最後の休憩ポイントとして安らぎの場を創設すること、さらには地域の人々に当市の魅力を発見してもらう場として、道の駅を整備したいと考えています。

## 道の駅整備の目的

## 道の駅のコンセプト

道の駅整備にあたり、平成27年度に基本的な考え方を示した「龍ヶ崎市道の駅基本構想」を策定しました。道の駅の基本コンセプトは、整備目的や地域の特性を踏まえて、道路利用者や市民が牛久沼の景観や地域の特産品などさまざまな地域資源に触れ、安らげる場として「心に爽やかな風が吹き渡る龍ヶ崎での安らぎと賑わいの場づくり」としました。また、国土交通省が定める基本機能を具現化する基本方針も掲げました。

## 整備候補地と整備方法

### 国道6号 牛久沼沿い

基本構想では、複数の候補地を比較検討しました。その後、交通量や特産品などを販売するマーケットとして成り立つか、十分な面積があるかという点から「国道6号牛久沼沿い」を整備候補地に決定しました。東京・茨城間の国道6号では初めてとなる道の駅整備に向けて、今後、河川管理者である茨城県をはじめ、道路管理者である国土交通省と連携して整備を行うべく、協議を進めていきます。



牛久沼を望む安らぎの場



▲整備候補地位置図

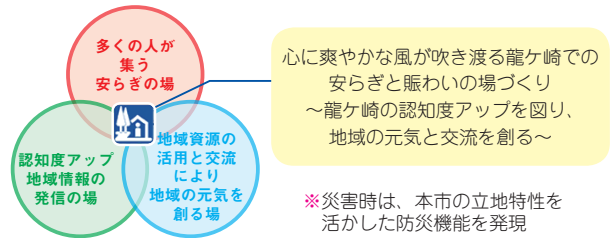
## 整備コンセプト

心に爽やかな風が吹き渡る龍ヶ崎での安らぎと賑わいの場づくり

～龍ヶ崎の認知度アップを図り、地域の元気と交流を創る～

### 基本方針

- 基本方針1 多くの人が集う安らぎの場
- 基本方針2 認知度アップ・地域情報の発信の場
- 基本方針3 地域資源の活用と交流により地域の元気を創る場

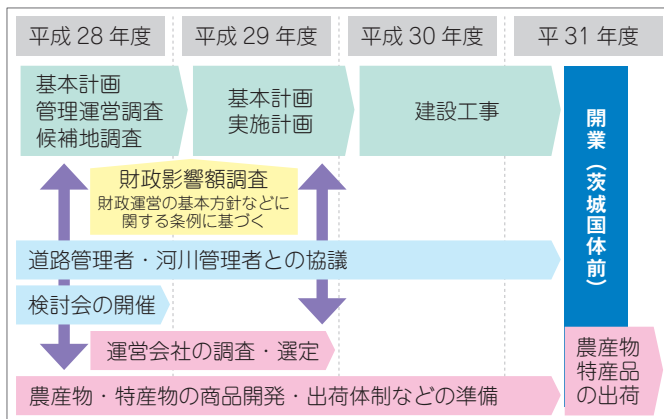


▲整備候補地の現在の状況

## 今後のスケジュール

### 平成31年茨城国体前開業

道の駅の開業目標時期は、本県に多くの来訪者が見込まれる平成31年茨城国体前とし、現在作業を進めています。平成28年度は基本計画の策定、候補地の地質調査、管理運営に関する調査などを予定しています。



▲スケジュールイメージ

### 道の駅基本計画策定に係る意見募集

任意の様式に意見・提案の他、氏名・住所・年齢・電話番号を明記し、6月30日(木)までに道の駅プロジェクト課へお寄せください。Eメール可。

## 『龍ヶ崎市空家等対策計画』の策定を進めています

■問い合わせ：交通防犯課防犯対策グループ ☎内線 496

### 空家等対策計画とは？

全国的な人口減少傾向や少子高齢化、首都圏の都心回帰などの社会状況の変化に加え、かつては年間2,000人を超える入居による社会増があった龍ヶ崎ニュータウンも、1981年（昭和56年）の入居開始から35年が経過したこともあり、本市においても市内の各地で空家等が散見されています。

こうした中で、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」）が施行され、「適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のための対応が必要」（特措法第1条）と明記されました。その対応を具体化するために、市町村の責務として空家等対策計画を策定できる（特措法第6条）こととなり、本市では平成27年度から「空家等実態調査（平成27年11月18日～28年6月30日実施）」を踏まえた『龍ヶ崎市空家等対策計画』の策定作業を進めています。

### 空家等対策計画の概要

#### ●目的

高齢化・核家族化などで増大する空家等の実態を把握し、空家等情報のデータベース化を図るとともに、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

#### ●策定期間：平成27年度～28年度の2年間

#### ●計画期間：平成29年度～38年度の10年間（適宜見直し）

#### ●対象とする空家等

「特措法」第2条第1項に規定する「空家等」のうち、良好な状態で管理されている別荘などの二次的住宅や売却・賃貸用住宅を除いた住宅とします。また、本市では空家等が除却された跡地・管理が行き届いていない一部の空地も対象とします。

### 空家等対策の基本理念（抜粋）

本市の空家等対策は、市の最上位計画である「ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」や「龍ヶ崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点戦略や基本目標を踏まえた次の3つの基本理念のもとに、具体的な施策などを今後検討していきます。

#### ●安全・安心な住環境を確保します

空家等の発生抑制に努めるとともに、やむを得ない事情で発生した空家等の適切な管理を促進し、地域住民が安全で安心して暮らせる住環境を確保します。

#### ●空家等の活用による定住促進を図ります

空家等の情報を整理・発信することで、若者や子育て世代などの空家等への定住を促進します。また、地域での積極的な空家等の活用を支援し、地域の活性化およびまちの魅力アップにつなげます。

#### ●協働による空家等対策を推進します

所有者等や市、事業者、地域住民などさまざまな主体が相互に連携を図り、協働で総合的、実効性のある空家等対策に取り組みます。



### 空家等対策計画の策定体制

空家等対策計画は、土地・建物、安全・安心、ライフラインなどの分野の専門的な知識経験者、地域のさまざまな分野で活躍している方、さらには市民などで構成される『龍ヶ崎市空家等対策推進協議会』で協議しながら策定作業を進めています。

計画策定にあたり、空家等の所有者等意向調査などの結果を参考に、予防・活用・適正管理などの視点から空家等対策を検討し、パブリックコメントも実施していきます。

龍ヶ崎市空家等対策推進協議会は、どなたでも傍聴できます。協議の状況については、市公式サイトをご覧ください。

## 新たな公共交通計画

# 『龍ヶ崎市地域公共交通網形成計画』の策定を進めています

■問い合わせ：交通防犯課交通政策グループ ☎内線 494

## 地域公共交通網形成計画策定の背景

当市の交通計画は、都市交通に関する基本的な方針や将来の都市交通のあり方について平成14年に策定した『都市交通マスタープラン』と、既存の公共交通の有効利用や新たな公共交通体系の構築を目的に平成23年に策定した『地域公共交通総合連携計画』の2つの計画がありますが、いずれも計画年次が平成28年度で満了となります。また、平成26年5月に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」では、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワーク形成の重要性がより明確に位置付けられました。

こうしたことから、計画期間満了となる2つの交通計画を整理するとともに市民の移動特性やニーズを把握し、まちづくりと一体となった地域にとって望ましい公共交通網の実現に向け、新たな交通計画『地域公共交通網形成計画』の策定を進めています。

## 地域公共交通網形成計画とは？

地域公共交通網形成計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものです。この取り組みが計画的に進められることで、限られた資源が有効に活用され、持続可能な地域公共交通網の形成が図られることが期待できます。

### 【記載事項】

- (1) ①まちづくり等の地域戦略との一体性の確保  
②地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成  
③地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ  
④住民の協力を含む関係者の連携
- (2) 広域性の確保
- (3) 具体的で可能な限り数値化した目標設定

●策定期間：平成28年4月～29年3月

●計画期間：平成29年度～33年度の5年間（上位計画と整合）



### 地域公共交通の役割

#### 地域住民の移動手段の確保

学生や高齢者、障がい者、妊婦などの交通手段の確保

#### まちなぎわいの創出

外出機会の増加によるまちなぎわいの創出

#### コンパクトシティの実現

諸機能が集約した拠点やあるいは拠点と居住エリアを結ぶ交通手段の提供

#### 人の交流の活発化

移動の利便性や回遊性の向上により、人の交流を活発化

## 地域公共交通網形成計画の策定体制

地域公共交通網形成計画は、市民や交通事業者、学識経験者、国・県・市など18人で構成される「龍ヶ崎市地域公共交通協議会」で協議・調整を行い、策定作業を進めています。また、市民の皆さんの声を反映するため、アンケート調査やパブリックコメントを予定しています。協議会はどなたでも傍聴できます。協議会の開催は、市公式サイトでお知らせします。

### ●公共交通に関するアンケート調査（平成28年5月予定）

18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）を対象としたアンケート調査を実施します

### ●パブリックコメント（平成28年12月予定）

地域公共交通網形成計画の素案を公表し、市民の目線で意見や提案をいただきます

# 次世代へ繋ぐために ～公共施設等の新しいカタチを創る～

龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画を策定しました

■問い合わせ：資産管理課再生戦略グループ ☎内線 473

耐用年数が来た公共施設やインフラを同じように更新していくことが、将来子どもたちや孫たちに負担を強いる原因になるとしたら、あなたはもうどうしたらいいと考えますか。

当市ではニュータウン開発や佐貫駅周辺開発などの市街地整備に合わせて、昭和 50 年代後半から平成 10 年代前半にかけて、小中学校などの公共建築物（以下「公共施設」）や道路など社会基盤施設（以下「インフラ」）の多くを整備してきました。今後、これら公共施設およびインフラ（以下「公共施設等」）の老朽化が進行し、一斉に更新時期を迎えることとなり、公共施設等の更新問題に直面することになります。

当市は県内でいち早く、公共施設を対象に「龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針」を平成 25 年 2 月に策定しました。今回、新たにインフラを加え「龍ヶ崎市公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 3 月に策定しました。

次世代に責任を持って公共施設等の環境をつないでいくためには、公共施設等を削減しつつも機能を充実させていく「縮充」の視点での見直しが必要です。市民の皆さんとともに考え知恵を出し合い、市民協働と官民連携などによる「新しいカタチ」の創造を目指します。

## 1 計画策定の背景

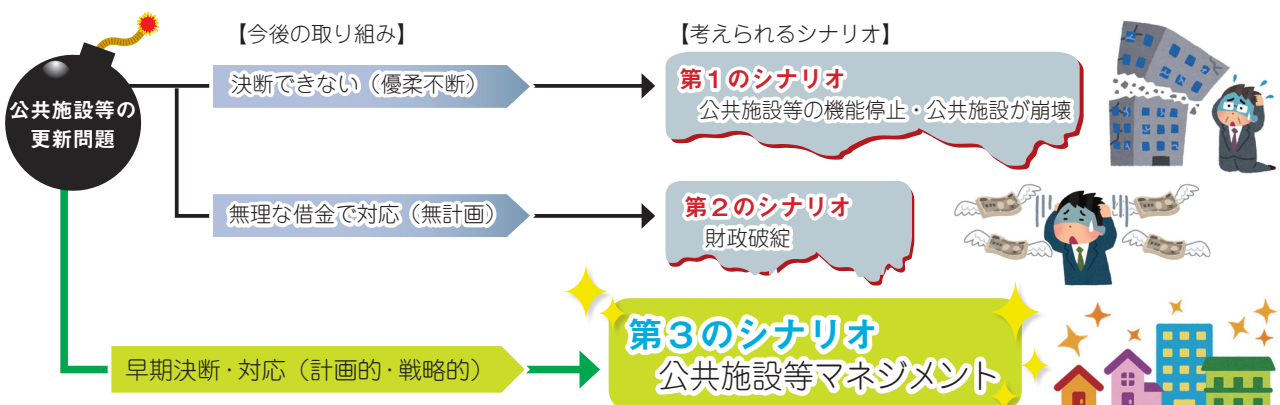
### 「公共施設等の更新問題」に対するシナリオ

#### ● 「公共施設等の更新問題」とは

公共施設等の更新にあたり、厳しい財政状況のなかで更新費用を確保することや、少子高齢化・社会経済情勢の変化により公共施設等が担う役割の見直しなど、質量両面から公共施設等全体のあり方を見直す必要があります。これらを一体的に解決しなければ、公共施設等は物質的・機能的に朽ちてしまうことが問題となっています。

#### ● 公共施設等の更新問題に対するシナリオ

- ① 優柔不断に建物の改修を先送りし続け、公共施設等の機能が停止し崩壊。
- ② 借金で全ての公共施設等を維持更新し、財政が破綻。
- ③ 早期に決断・対応することで公共施設等が担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避する公共施設等マネジメント。当市はこのシナリオの実現に取り組みます。



## 2 現状と課題

### 人口の現状と課題

#### ●生産年齢人口の財政負担増加の懸念

本計画終了間近の平成 62（2050）年の生産年齢人口は、約 4 万人と平成 2（1990）年と同程度に減少すると考えられています。

仮に平成 62 年の公共施設の延床面積が平成 26（2014）年と同じ 19.5 万㎡のままで推移した場合、平成 62 年は平成 2 年の約 1.6 倍の公共施設を維持することとなり、財政運営上の負担が増していきます。

また、平成 62 年は、働き手 2 人で高齢者 1 人を支える計算となり、生産年齢人口層が老年人口層を支える割合（負担感）が大きく増加するなかで、公共施設を現状のまま維持することは、生産年齢人口層にさらに負担を強いることにつながります。

#### ▼生産年齢人口・老年人口に対する建物延床面積および歳入予算規模

	1990 年	2050 年
人口	57,213 人	69,701 人
生産年齢人口	39,530 人	36,156 人
老年人口	6,299 人	23,525 人
建物延床面積	約 12.2 万㎡	約 19.5 万㎡
1 人あたり面積	2.13 ㎡	2.80 ㎡
歳入予算規模	155 億円	???

#### 2050 年の姿

生産年齢人口は 1990 年と同等の約 4 万人に減少

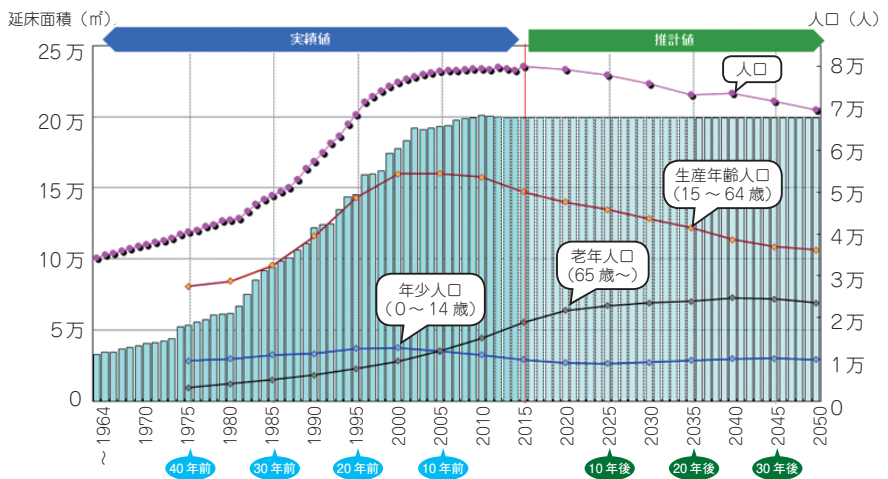
1990 年は働き手 6 人で高齢者 1 人を支えていたのに対し、働き手 2 人で 1 人を支えることに！

建物延床面積は 1.6 倍

### 公共施設等の現状と課題

#### ●人口減少によるニーズの変化

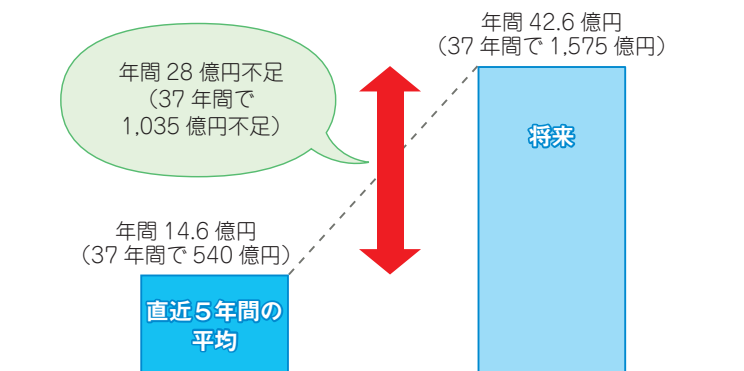
人口構成や社会経済情勢の変化に伴い、公共施設のニーズも変化することが予測されます。今後は、公共施設に求められる規模、役割および機能の見直しなど、適切に対応する必要があります。



#### ●公共施設等を維持するための財源不足

当市の公共施設等の更新について、固定資産台帳を用いて平成 27（2015）年度から 37 年間【平成 63（2051）年度まで】の費用を推計しました。今ある公共施設等を維持するための所要累計額は 37 年間で 1,575 億円程度、1 年当たり約 42.6 億円の費用が必要との結果になりました。

一方、直近 5 年間の公共施設等にかかる投資的経費決算額の年平均である 14.6 億円の財源を確保できると仮定した場合、今ある公共施設等を維持するための 37 年間の不足額は 1,035 億円程度。37 年後に維持できる公共施設等は 34%程度という結論が導き出されます（公共施設だけでは 40%）。



▲公共施設等の平成 63（2051）年度までの 37 年間での財源不足額

### 3 公共施設等総合管理計画

#### 目的

公共施設およびインフラが担う必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して、公共施設等の全体最適化と持続可能な財政運営を両立すること。

#### 計画期間

平成 27 (2015) 年度から平成 63 (2051) 年度までの 37 年間

ただし、社会経済情勢等の変化に弾力的に対応するためにおおむね 5 年ごとに見直し

### 4 公共施設等のマネジメント

#### 基本方針のコンセプト

次世代へつなぐために～公共施設等の新しいカタチを創る～

公共施設等の既成概念に捉われず、公共施設等の機能・在り様について市民と共に創造していくという、当市の基本的な考え方を「新しいカタチ」と表しています。「新しいカタチ」を創る際には、公共施設等を削減しつつも機能を充実させていく「縮充」の視点が重要です。

この公共施設等の新しいカタチを創っていくことにより、次世代に利用価値の低い公共施設や財政負担を押し付けず、より良い公共施設等の環境をつないでいけるのです。

#### 公共施設

##### ● マネジメントの基本方針

##### 【基本方針①】 総量の削減

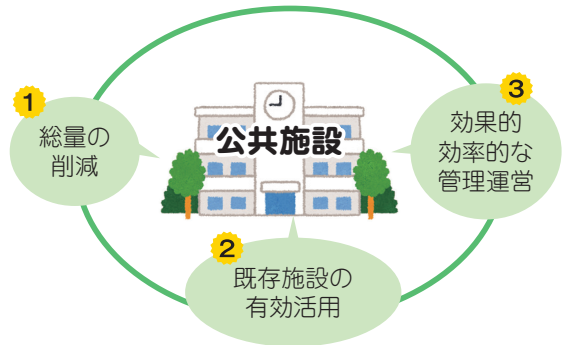
公共施設の延床面積 30%削減

##### 【基本方針②】 既存施設の有効活用

利用形態および運営形態の改善、新たな行政需要への対応を踏まえた他用途への転用

##### 【基本方針③】 効果的・効率的な管理運営

施設マネジメントの強化と市民ニーズの充足に必要な運営の実施



##### ● マネジメントの実施方針

#### 総量の削減

- ①多機能化・複合化の推進
- ②官民連携の推進  
PFI<sup>\*1</sup>、民間施設の活用
- ③更新（建て替え）時の見直し  
スケルトン・インフィル<sup>\*2</sup>方式を基本
- ④新設の抑制  
政策的な新設の場合、総量規制の範囲内で検討
- ⑤広域連携の推進
- ⑥資産の圧縮  
施設や用地売却による財源確保

#### 既存施設の有効活用

- ①利用形態および運営形態の改善  
稼働率が低い施設や維持管理コストが高い施設の見直し
- ②他用途への転用  
問題の改善が見られない場合は、新たな行政需要へ対応

#### 効果的・効率的な管理運営

- ①計画的な維持管理による長寿命化  
大規模改修や更新（建て替え）の周期を長期化する予防保全
- ②官民連携の推進  
指定管理者制度<sup>\*3</sup>の導入
- ③使用料・手数料の見直し  
公共施設を利用する者としいない者の公平性を確保。受益者負担の適正化
- ④防災対策の推進

\*1 PFI：「民間資金等を活用した社会資本整備」のことで、民間企業が主導し、その資金調達・経営管理等のノウハウを活用する新たな社会資本整備の手法

\*2 スケルトン・インフィル：建物を構造体と内装・設備に分けて設計する考え方のこと。「スケルトン」は、建物の構造体や共用設備、「インフィル」は個人専用の間取りや設備のこと

\*3 指定管理者制度：地方公共団体が住民の福祉増進を目的として設置した施設を民間事業者・団体などに管理運営させる制度



インフラ

● マネジメントの基本方針

【基本方針1】 社会構造の変化や市民ニーズに応じた最適化

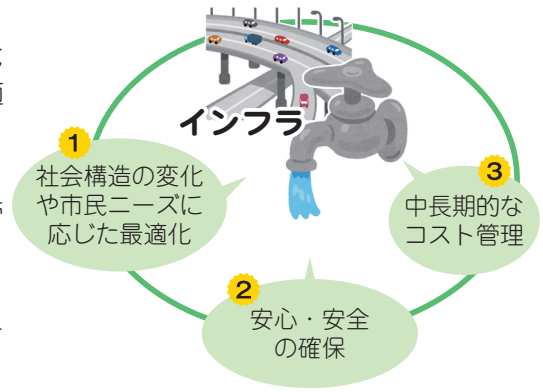
社会の要請に応じた機能への対応のほか、インフラの適正な規模と配置の推進

【基本方針2】 安心・安全の確保

事故や突発的な不具合を未然に防ぐため計画的な維持管理で、施設の安全性を確保

【基本方針3】 中長期的なコスト管理

予防保全型の維持管理による施設の長寿命化とライフサイクルコスト<sup>\*4</sup>の縮減



● マネジメントの実施方針

社会構造の変化や市民ニーズに応じた最適化

- ①インフラの適正配置  
必要性の低いインフラの計画中止や整理・廃止などの検討
- ②社会の要請など新しいニーズへの対応  
防災機能の強化やユニバーサルデザイン<sup>\*5</sup>の導入など

安心・安全の確保

- ①メンテナンスサイクルの構築  
定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に実施するメンテナンスサイクルを構築

中長期的なコスト管理

- ①予防保全型の維持管理の導入
- ②維持管理の容易な構造の選択など
- ③新技術の導入
- ④官民連携  
PFIなどの民間活力の導入

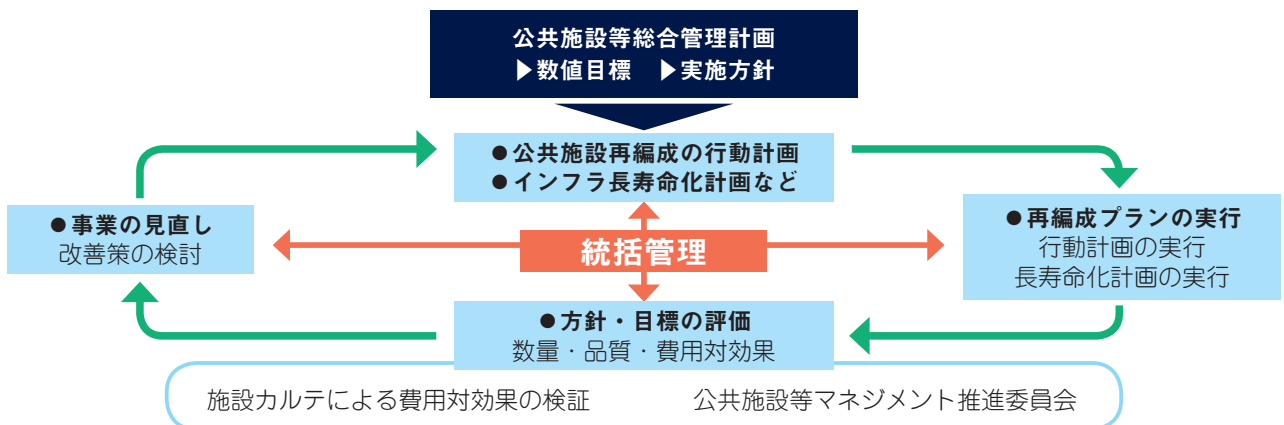
\*4 ライフサイクルコスト：建物の設計費、建設費などの初期投資（イニシャルコスト）と、保全費・修繕・運用費などの運営管理費（ランニングコスト）および解体処分までの「建物の生涯に必要な総費用」のこと

\*5 ユニバーサルデザイン：高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、全ての人が快適に利用できるように建築物・生活空間などをデザインすること

マネジメントの実行

● マネジメントの実施体制

フォローアップの実施【PDCA サイクル（計画→実行→点検→改善のサイクル）の定着】



● 行動計画の策定

① 行動計画の策定

個別の公共施設の具体的な見直しは、公共施設再編成の行動計画で策定。インフラは、個別の長寿命化計画などにより対応

② 中期財政計画との整合

中期財政計画との整合性に留意して、公共施設再編成の行動計画に反映

## 5 施設分類別の基本方針

公共施設等のマネジメント方針を踏まえ、施設分類ごとの基本方針を設定しました。代表的な施設分類を掲載します。


### 公共施設の基本方針

総量削減を最優先に考え、その上で長寿命化などのさまざまな取り組みを計画的に行います。

#### ● 市民文化・社会教育系施設

分類	施設数	基本方針
<b>コミュニティ関連施設 (地域コミュニティ施設)</b> ●各コミュニティセンター（13施設）	13	●将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ●稼働率の低いスペースの利用形態見直し ●計画的な予防保全による長寿命化
<b>コミュニティ関連施設 (全市的コミュニティ施設)</b> ●市民活動センター ●（仮称）市民交流プラザ ●市街地活力センター「まいん」	3	●将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ●稼働率の低いスペースの利用形態見直し ●計画的な予防保全による長寿命化
<b>文化施設</b> ●文化会館	1	●将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ●余裕スペースの有効活用 ●計画的な予防保全による長寿命化

#### ● スポーツ・レクリエーション系施設

分類	施設数	基本方針
<b>体育館等</b> ●総合運動公園（たつこのアリーナ／たつこのフィールド／たつこのスタジアム）  ●高砂体育館	4	●将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ●余裕スペースの有効活用 ●計画的な予防保全による長寿命化
<b>レクリエーション施設・観光施設</b> ●農業公園豊作村 ●観光物産センター（民間施設の借り上げ）	2	●将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ●計画的な予防保全による長寿命化

#### ● 学校教育系施設

分類	施設数	基本方針
<b>学校等（小学校）</b> ●各小学校	12	●小中学校の統廃合による再編成を検討 ●「龍ヶ崎市立小中学校適正規模適正配置に関する基本方針（平成23年策定）」に基づき、段階的に削減 ●余裕教室の有効活用 ●計画的な予防保全による長寿命化
<b>学校等（中学校）</b> ●各中学校	6	
<b>その他教育施設</b> ●学校給食センター第一調理場 ●学校給食センター第二調理場 ●教育センター	3	●「第1期行動計画」のなかで、第一調理場と第二調理場を一元化 ●一元化後の施設の有効活用 ●教育センターは未利用施設の活用を検討



● 保健福祉系施設

分類	施設数	基本方針
<b>保健衛生施設</b> ● 保健センター	1	● 「第1期行動計画」のなかで、地域福祉会館、総合福祉センターと複合化
<b>社会福祉施設</b> ● 地域福祉会館	1	● 「第1期行動計画」のなかで、保健センター、総合福祉センターと複合化 ● 複合化後の新館の有効活用
<b>高齢福祉施設</b> ● 総合福祉センター ● 元気サロン松葉館 (松葉小学校内)	2	● 「第1期行動計画」のなかで、保健センター、地域福祉会館と複合化 ● 運営等における民間活力の導入を検討
<b>障がい福祉施設</b> ● ひまわり園 ● 地域活動支援センター ● 障がい児通所支援事業つぼみ園 (城南中学校内)	3	● 将来の更新時等には複合化等による適正規模の検討 ● 運営等における民間活力の導入を検討 ● 計画的な予防保全による長寿命化
<b>児童福祉施設 (保育所)</b> ● 八原保育所	1	● 民間活力の導入を検討 ● 計画的な予防保全による長寿命化

● 行政系施設

分類	施設数	基本方針
<b>庁舎等</b> ● 市役所庁舎 ● 第二庁舎	2	● 「第1期行動計画」のなかで、本庁舎の建て替えではなく附属棟の建て替えでコスト削減 ● 将来の更新時等には適正規模の検討 ● 計画的な予防保全による長寿命化
<b>庁舎等 (出張所)</b> ● 西部出張所 ● 東部出張所 (さんさん館内)	2	● 「第1期行動計画」のなかで、民間施設の借用等と併せて見直し



● その他施設

分類	施設数	基本方針
● 市営斎場 ● 北竜台防犯ステーション	2	● 広域連携も視野に再編成を検討 ● 計画的な予防保全による長寿命化

インフラの基本方針

予防保全による長寿命化を基本とし、利用需要の変化に応じた規模や配置の最適化を図ります。

分類	基本方針
<b>道路</b> ● 市道	● 計画的な予防保全による長寿命化 ● 利用需要の変化に応じ、計画の中止や廃止を含む道路網の再構築を検討
<b>橋梁</b>	● 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全による長寿命化
<b>下水道施設</b> ● 雨水ポンプ場 ● 汚水ポンプ場 ● 汚水 ● 雨水 ● 農業集落排水	● 「下水道長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全による長寿命化・利用需要の変化に応じ、計画の中止や廃止を含む下水道施設の最適化を推進
<b>公園等</b>	● 「公園施設長寿命化修繕計画」に基づき、公園施設を「予防保全型管理」と「事後保全型管理」に分類し、ライフサイクルコストの縮減や維持管理費の平準化

# 「子育て世代包括支援センター」をご利用ください！

～保健センター内に子育てに関する総合相談窓口を開設しました～

当市では、若い世代が希望を持ち、安心して結婚し、子どもを産み育てられるよう子育て環境の整備や、妊娠・出産・子育てなどの各ライフステージに応じた支援を展開するなど、「子育て環境日本一」を目指したまちづくりを推進しています。

その取り組みの一つとして、健やかに安心して妊娠期を過ごし、出産・子育てができるよう、母子保健コーディネーター（母子保健に精通している保健師）による子育て世代への切れ目ない支援を行う機関として、保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を開設しました。妊娠期から子育て期にわたって、母子保健コーディネーターが中心となり、家庭児童相談員や子育て支援コンシェルジュなどと連携して、子育てに関する相談やアドバイスを行い、子育て世代の皆さんを総合的に支えていきます。

## 妊娠期

- 妊娠したが、何となく不安
- つわりで思うように食べられないけど大丈夫かな？
- お腹の子が順調に育っているか心配

母子健康手帳交付時に妊娠についてのお話をします。  
妊娠後期には、全ての妊婦さんに健康相談や健康状態の確認を電話で行います。



## 出産前後



- 身近に助けてくれる人がいない
- 里帰り出産するけど、いつ頃までに自宅に戻ればいいのか？
- 出産の費用ってどれくらいなの？

出産に向けて心配なことなどは、電話や窓口でご相談ください。  
出産後は新生児等相談員がご自宅などを訪問し、赤ちゃんとママの健康や育児のアドバイスを行います。

## 子育て期

- 抱っこしても泣き止まない、どうしたらいいの？
- 予防接種の受け方について知りたい
- 育児が忙しくて自分の時間がなくてイライラしてしまうけど、どうしたらいいの？



子育てについて、電話や窓口で相談に応じます。お話を伺いながら、安心して子育てができるようにサポートしていきます。  
子育て支援サービス（保育園や保育サポーターなど）についての相談・情報提供などは、市役所こども課の「子育て支援コンシェルジュ」にお問い合わせください。

お気軽にご相談ください\*

龍ヶ崎市子育て世代包括支援センター ☎ 64-1111 内線 631・632

保健センター内／平日（月～金曜日）午前8時30分～午後5時15分